

令和 3 年 1 0 月 2 9 日

催物（イベント等）の開催に係る留意事項について

催物（イベント等）開催に係る留意事項 **別添 1 0** について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いの期限を改めるもの。

1. 取扱い期限

(改正前) 当面 1 0 月末まで

(改正後) 当面の間

2. イベント開催制限等

| 対象期間 | 収容率※ | 人数上限※ |
|------------------------|--|--|
| 経過措置期間 (10/1～10/30) | 大声なし 100%以内 (収容定員がない場合は、密にならない程度 の間隔) | 5,000 人 又は 収容定員 50%以内 ($\leq 10,000$ 人) のいずれか大きい方 |
| 経過措置期間後 (10/31～) | 大声あり 50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人と人との 間隔(1m)) | 5,000 人 又は 収容定員 50%以内 のいずれか大きい方 |

※ 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。

| | | |
|---------------|-----------------------------|-----------|
| 別添 1 0 | : 催物（イベント等）開催に係る留意事項（第 2 版） | 省略 |
| 別紙 1 | : 感染防止策チェックリスト | 省略 |
| 別紙 2 | : 必要な実積疎明資料の判定 | 省略 |
| 別紙 3 | : 催物結果報告フォーム | 省略 |
| 別紙 4 | : 事前相談窓口 | |
| 参考 1 | : イベント開催時の必要な感染防止策 | 省略 |
| 参考 2 | : 大声での歓声・声援等のイベント例 | 省略 |
| 参考 3 | : 感染状況に応じたイベント開催制限等 | |

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 通知

「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」(令和 3 年 1 0 月 2 9 日付け事務
連絡)